

平成 29 年 1 月 25 日

## 「ちくかんリース事業」に関するお知らせ

日頃、当機構の「ちくかんリース事業」をご利用いただき感謝申し上げます。

さて、平成 29 年度の「ちくかんリース事業」につきまして、下記の点に関して、その取扱いの準備をしておりますので、お知らせします。

- 1 ちくかんリース事業（畜産高度化支援リース事業、持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業、畜産クラスター機械導入リース事業）に係る違約金の徴収の取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日以降に貸付契約を締結するものから次の取扱いとします。

### ※違約金の徴収

約定納入期限から返済日（入金日）までの日数の長短にかかわらず違約金を請求します。ただし、違約金料率で算定した違約金の額が比較的少額（1,000 円以下）の場合は、請求しないものとします。

この場合の違約金料率は、政府系金融機関の遅延損害金の取扱いになり、国が公表する国税延滞税の割合により算定するものとします。

具体的には、平成 29 年 12 月 31 日までは、現行年 14.6%が、年 9.0%になります。平成 30 年 1 月 1 日以降は、平成 29 年 12 月に国が公表する予定です。

参考：国税庁のホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/osirase/9205.htm>

- 2 ちくかんリース事業のうち畜産高度化支援リース事業の生乳流通効率化支援リース事業（愛称：生乳リース）の損害保険及び保証保険の取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日以降に貸付契約を締結するものから次の取扱いとする予定で関係機関と準備をしています。

### ※生乳リースの損害保険及び保証保険

畜産高度化支援リース事業の生乳流通効率化支援リース事業（愛称：生乳リース）を、畜産環境整備リース事業（愛称：経営リース）及び食肉販売等合理化施設整備リース事業（愛称：食肉リース）との取扱の公平性の観点から、損害保険（構築物損害保険及び動産総合保険）及び保証保険の対象とします。

このことにより、畜産高度化支援リースの経営リース、食肉リース及び生乳リースの3リースがすべて損害保険及び保証保険のなかに含まれることとなります。

### 3 平成29年度も、畜産農家の設備投資の負担軽減を図るため持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業（愛称：調査リース）のうち中古機械活用推進リース事業（愛称：中古リース）を実施すべく準備をしています。

また、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化及び生乳等の流通の効率化を図るため畜産高度化支援リースのなかでも、中古機械等のリースを実施する予定です。

経営コストの削減のため、調査リース又は畜産高度化支援リースの中古のリースをご活用ください。

平成29年度のちくかんリース事業は、その細部が決まりましたら、ホームページや全国事業説明会（予定）などを通じて、各要領やわかりやすい資料でお知らせします。